

## 山口赤十字訪問看護ステーションの運営規程

### (事業の目的)

第1条 日本赤十字社社長が開設する山口赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。  
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 山口赤十字訪問看護ステーション
- 二 所在地 山口市八幡馬場 53-1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 看護師等 看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）

看護師 4名（常勤職員 4名）

事務員 1名（常勤 1名）

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

事務員は必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、5月1日、12月29日から1月3日までを除く

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

- 三 電話等により、24時間常時連絡対応可能な体制とする。

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション

六 ターミナルケア

七 認知症患者の看護

八 療養生活や介護方法の指導

九 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、その負担割合による額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山口市内とする。

上記の地域以外は、交通費は自己負担とする。金額は別紙のとおりとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条

ステーションでは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を講じる委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。

三 ステーションの看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

四 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションの看護師等は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は療養者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーションは、看護師等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - 二 繼続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は山口赤十字病院とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は平成12年 4月1日から施行する。

この規程は平成14年 2月1日から施行する。

この規程は平成15年 7月1日から施行する。

この規程は平成17年 4月4日から施行する。

この規定は平成18年 4月1日から施行する。

この規程は平成18年11月6日から施行する。

この規程は平成20年12月1日から施行する。

この規程は平成21年 4月1日から施行する。

この規程は平成23年 9月1日から施行する。

この規程は平成24年 2月1日から施行する。

この規定は平成24年 4月1日から施行する。

この規定は平成24年 6月1日から施行する。

この規定は平成27年 5月1日から施行する。

この規定は平成27年 8月1日から施行する。

この規定は平成28年 4月1日から施行する。

この規定は平成29年 4月1日から施行する。

この規定は平成30年 8月1日から施行する。

この規定は平成30年11月1日から施行する。

この規定は令和2年7月1日から施行する。

この規定は令和3年5月1日から施行する。

この規定は令和4年5月1日から施行する。

この規定は令和4年9月1日から施行する。

この規定は令和5年5月1日から施行する。

この規定は令和5年8月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。